

※幼稚園等を利用する方は、裏面をご覧ください。

保育所等^{*}を利用する方へのご案内

※認可保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

1 世帯の状況等に変更があった際の各種申請・届出の提出について

下の表に定める書類を提出し、給付認定の変更などの申請・届出を行ってください。

提出先	保育所等のある区の区役所こども家庭支援課
申請締切日	給付認定等の変更を必要とする開始月の前月まで

月途中で認定区分や保育必要量（保育標準時間／保育短時間）の変更があった場合、新しい認定区分、保育必要量の適用は原則、翌月1日からとなります。

そのため、その月については変更前の認定区分、保育必要量、利用料が適用となります。

主な変更の内容	認定変更 申請書	提出書類
横浜市外に転居する ※横浜市外に転居後も横浜市内の保育所等の利用を継続したい場合は、保育所等のある区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。	-	認定取消申請書 ※保育所等を利用している場合には、利用取消申請書も提出してください。
横浜市内で転居した	○	
世帯構成に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等)		
仕事をやめた（求職中になった） ※保育短時間認定となります。	○	就労（予定）証明書
・就労状況が変わった（勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わったなど） ・保育標準時間／保育短時間を変更したい	○	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
産前産後休業に入る	○	復職証明書 ※必ず復職後に記載し、復職後2週間以内に提出してください。
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	・育児休業証明書 ・園長意見書（5歳児クラスは不要）
育児休業を取得した場合に、すでに保育所等を利用しているお子さんの利用を継続したい ※詳細は3をご覧ください。※保育短時間認定となります。	○	
横浜市外に居住していた方で、その市区町村で課税された市民税額に変更があった (課税年度が変わった場合を含む)	○	
きょうだい児が認可保育所等以外の多子軽減の対象の施設・事業を利用するまたは利用をやめる	利用する 利用をやめる	・きょうだい児多子軽減届出書 ・在籍等証明書
保育所等の利用をやめる ※事前に提出してください。提出が遅れると提出日までの利用料がかかる場合があります。	-	利用取消申請書
その他家庭の状況に変化があった	○	変更内容がわかる資料

2 現況確認について

保育所等を利用する場合、年に一度、保育を必要とする状況が継続していることを確認するため、現況届出書と証明書類の提出を求めています。提出がない場合、利用ができなくなることがあります。（この確認を「現況確認」といいます。）

現況届出書等の提出のお願いは、4、5月頃を予定しています。

なお、「就労（予定）証明書【現況確認用】」については、育児休業からの復職時に区役所へ提出する「復職証明書」のコピーの提出によって替えることもできます。（現況届出書の提出日までに復職証明書のコピーを用意できない場合、「就労（予定）証明書【現況確認用】」の提出が必要です。）

3 育児休業を取得した場合における、保育所等の利用継続について

（育児休業の取得を検討されている方は必ずご覧ください。）

在園児以外の子（第2子等）の育児休業中は、ご家庭で保育が可能ですので、原則として保育所等の利用継続はできません。ただし、次のような保護者の諸事情及び児童福祉の観点を総合的に勘案したうえで、同一保育所等での一定期間の利用継続を認めることができるものとしています。

- 1 保護者の諸事情による場合
母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性の事由を変更することにより、利用継続を認めることができる場合があります。
- 2 児童福祉の観点による場合
 - (1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組）
 - (2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。
- 3 利用継続できる期間
育児休業の対象となる児童の育児休業が終了する日が属する月の末日までです。
(例えば、5月1日までに保護者が復職する場合は、4月30日までとなります。)

4 延長保育について

延長保育の利用を希望する方は、事前に各保育所等へお申し込みください。

利用にあたっては各保育所等の承諾が必要です。延長保育の実施の有無や実施時間、利用料については、各保育所等へ事前にお問い合わせください。

利用施設・事業	利用料の支払方法
横浜市立保育所以外	各保育所等に直接お支払いください。
横浜市立保育所	口座振替（利用料と同じ口座）で支払います。 口座振替依頼書は保育所及び区役所にあり、手続は指定口座の金融機関での直接申込となります。（利用料の口座振替依頼書とお間違えにならないようご注意ください） 口座振替の開始までは、納付書でのお支払いとなります。

5 他の保育所等へ転園を希望するときの手続について

お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ申請が必要です。申請に必要な書類や日程等は新規に申請する方と同様です。詳細は「令和2年度横浜市保育所等利用案内」を確認してください。

また、転園が内定した場合には、元の保育所等に戻ることはできません。元の保育所等に戻るためには、改めて転園申請が必要です。なお、令和2年度の利用申請は、令和3年3月まで有効のため、転園の希望がなくなった場合、申請の取下げが必要です。

6 その他

- ・保育所等をご利用の方で、保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用をやめさせていただきます。
- ・保護者が求職中の場合、利用開始後3ヵ月以内に就職先を決め、就労（予定）証明書の提出がなければ、保育所等が利用できなくなります。

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/r2hoikuriyou.html>



幼稚園等^{*}を利用する方へのご案内

※幼稚園、認定こども園（教育利用）

1 世帯の状況等に変更があった際の各種申請・届出の提出について

下の表に定める書類を提出し、給付認定の変更などの申請・届出を行ってください。

提出先	幼稚園等のある区の区役所こども家庭支援課	
申請締切日	教育・保育給付認定 (認定こども園(教育利用))	給付認定等の変更を必要とする開始月の前月 まで
	施設等利用給付認定	給付認定等の変更を必要とする前まで

主な変更の内容		提出書類	
全員	認定変更 申請書	その他必要な書類	
預かり保育等利用の方のみ	横浜市外に転居する ※横浜市外に転居後も横浜市内の園の利用を継続したい場合は、園のある区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。	-	認定取消申請書
	横浜市内で転居した	<input type="radio"/>	
	世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）	<input type="radio"/>	
	幼稚園等を退園する	-	C利用施設届出書
	その他家庭の状況に変化があった	<input type="radio"/>	変更内容が分かる資料
預かり保育等利用の方のみ	仕事をやめた（求職中になった）	<input type="radio"/>	
	就労状況が変わった（勤務時間、通勤時間、仕事を始めた、仕事が変わったなど）	<input type="radio"/>	就労（予定）証明書
	産前産後休業に入る	<input type="radio"/>	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
	育児休業を取得した場合に、すでに無償化対象施設を利用しているお子さんの利用を継続したい ※詳細は3をご覧ください。	<input type="radio"/>	・育児休業証明書 ・在園証明書または契約書のコピー
	育児休業が終了し仕事に復帰する	<input type="radio"/>	復職証明書 ※必ず復職後に記載し、復職後2週間以内に提出してください。

2 現況確認について

幼稚園等で預かり保育等を利用希望される場合、年に一度、保育を必要とする状況が継続していることを確認するために、現況届出書と証明書類の提出を求めています。（この確認を「現況確認」といいます。）

提出がない場合、預かり保育等の利用分の無償化給付を受けることができなくなります。

現況届出書等の提出のお願いは、4、5月頃を予定しています。

なお、「就労（予定）証明書【現況確認用】」については、育児休業からの復職時に区役所へ提出する「復職証明書」のコピーの提出によって替えることもできます。（提出日までに復職証明書のコピーを用意できない場合、「就労（予定）証明書【現況確認用】」の提出が必要です。）

3 育児休業中の預かり保育等の利用について

（育児休業の取得を検討されている方は必ずご覧ください。）

在園児以外の子（第2子等）の育児休業中は、ご家庭で保育が可能ですので、原則として預かり保育等の利用分の無償化給付を受けることはできません。ただし、次のような保護者の諸事情及び児童福祉の観点を総合的に勘案したうえで、同一園での預かり保育等の利用分の無償化給付を受けることができるものとしています。

1 保護者の諸事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性の事由を変更することにより、預かり保育等の利用分の無償化給付を受けることができる場合があります。

2 児童福祉の観点による場合

- (1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組）
- (2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。

3 利用継続できる期間

育児休業の対象となる児童の育児休業が終了する日が属する月の末日までです。
(例えば、5月1日までに保護者が復職する場合は、4月30日までとなります。)

※ 単一の施設で認可保育所と同程度の継続的な役務の提供がなされている場合に限ります。

※ 市型預かり保育については、育児休業中は利用ができません。

※ 市型以外の預かり保育については、育児休業中の預かり保育を実施していない園もあり、利用要件は各園によって異なります。育児休業中も預かり保育等を利用したい場合は、利用可能かどうか、必ず、事前にご利用中の園にご確認ください。

4 その他

幼稚園等の預かり保育等をご利用の方で、保育を必要とする事由がなくなった場合は、預かり保育等の利用分の無償化給付を受けることはできません。

【ホームページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/yochien/yochiriyu/r02yochiriyu.html>

